

平成20年5月12日  
健康福祉事業本部  
福祉部介護保険課

平成20年度「地域支援事業に要する費用の額」について

地域支援事業に係る国・都・支払基金（第2号保険料分）の交付金等は、介護保険事業計画で策定した事業費見込額の範囲で算定されるが、平成20年度の事業費が増加する見込となったことから、練馬区第3期介護保険事業計画における平成20年度「地域支援事業に要する費用の額」を、次のとおり変更する。

1 変更内容

平成20年度「地域支援事業に要する費用の額」を、下表とおりに改める。

区 分		変更前	変更後
地域支援事業（全体）		779,088,000円（2.30%）	1,014,181,594円（3.00%）
内 訳	介護予防事業	150,830,000円（0.45%）	338,060,532円（1.00%）
	包括的支援事業及び任意事業	628,258,000円（1.85%）	676,121,062円（2.00%）

※（ ）内は、保険給付費見込額33,806,053,146円に対する割合。  
変更後の額は、政令で定める上限額である。

参考 政令で定める保険給付費見込額に対する地域支援事業費の割合の上限

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域支援事業（全体）	2.00%	2.30%	3.00%
介護予防事業	1.50%	1.50%	2.00%
包括的支援事業及び任意事業	1.50%	1.50%	2.00%

※ この割合を越える部分は、区の負担となる。

2 主な増額項目

- (1) 特定高齢者把握のための生活機能評価（検診）に係る費用
- (2) 地域包括支援センター支所に係る費用

3 財源

「地域支援事業に要する費用」の財源は、下表のとおりである。なお、平成20年3月31日現在、練馬区の介護保険給付準備基金の残高は2,475,539,000円であり、保険給付費に不足が生じない見込みであることから、第1号被保険者の保険料の増額をせず対応できる。

区分	国	都	区	第2号 保険料	第1号 保険料
介護予防事業	25.00%	12.50%	12.50%	31.00%	19.00%
包括的支援事業及び任意事業	40.25%	20.25%	20.25%	0.00%	19.00%